

小沢映子後援会だより

⑨

四つ葉のクローバー

富士市で本当に

安心して老後を

迎えられるのか!?



や村から動き始めています。

これまでで多くの努力が行われ、正しい理解と支援があれば認知症になっても、豊かな感情や自分らしさを保ちながら住み慣れた地域で暮らし続けていけることが可能になってきています。そのひとつの場がグループホームであり、宅老所です。

スウェーデンやカナダの

ある州では、もはや入所施設はすべて廃止されています。かつて入所施設の利用者で、現在グループホームで暮らししている人たちの調査でも、障害の程度にかかわらず、

グループホームでの暮らしぶりのほうが断然いいことが分かっています。

それは、

なぜでしょうか？

当たり前のことですが、地域で普通に暮らす、それが本人の希望だからです。

それなのに日本では多くの人が施設や病院で暮らしています。それは、本人には様々な支援が必要にもかかわらず、地域にはそれが十分ないからです。

少子高齢化に伴い高齢者がよう、高齢者介護を社会全体で支

高齢者を介護するようになったり、える仕組みとして作られたもので

医学の進歩により、平均寿命が延びたこともあって介護を必要とする

期間が長期化しています。個人個人の人生にとってはもちろんの

や家族による介護はもはや限界に

きています。こと、その家族、さらには社会全体にとって大きな課題となっ

ています。

介護保険制度は、このように高齢者の介護の問題が深刻にな

って来た中で、介護を必要とする

状態になっても、できるだけ自

立した生活を送り、人生の最後まで

で人間としての尊厳を全うできる

と予測されています。

このまま何もせずにはいまいと、

人が人らしくとか、認知症となっ

ても人としての尊厳を失うことな

く、というあたり前のことが危な

いことになりそうです。

しかし、すでに日本のあちらこちらで人の尊厳を守るための取り組みが始まっています。小さな町



【虐待の具体的内容】

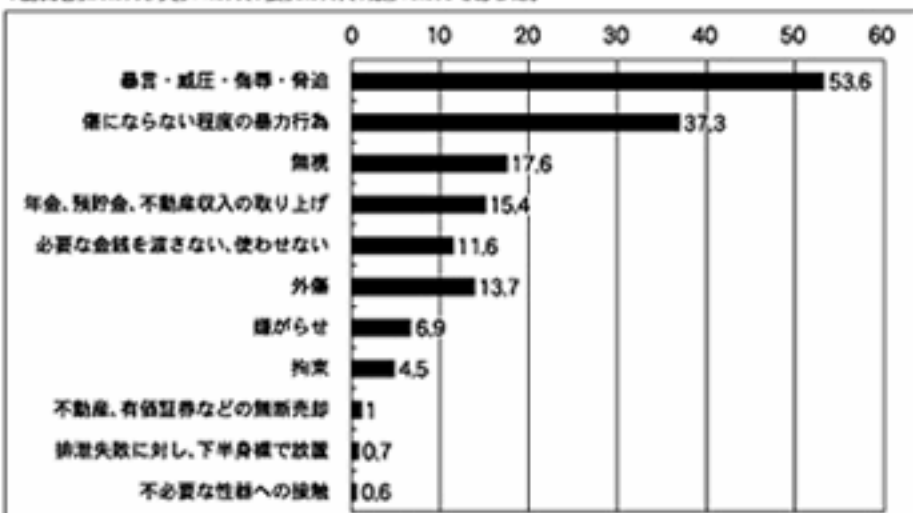
高齢者虐待防止法 ―高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律―

【高齢者虐待の状況】

「虐待の内容」(複数回答)では、「心理的虐待」が63.6%で最も多く、次いで「介護・世話の放棄・放任」が52.4%、「身体的虐待」が50.0%となっていた。

「虐待を受けている高齢者」の平均年齢は81.6歳で、約8割が75歳以上の後期高齢者で占められ、57.8%が介護・支援を必要とする認知症高齢者であった。

「虐待をしていると思われる中心的な人」は、「息子」が32.1%で最も多く、次いで「息子の配偶者(妻)」20.6%、「配偶者」20.3%(夫)11.8%、「妻」8.5%、「娘」16.3%であった。



虐待の実態を受けて、平成18年4月「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」すなわち高齢者虐待防止法が施行されました。それまで曖昧だった虐待の定義づけもされました。

障害が重くても、老いても、病人でも、死が間近にせまっても、人は「ふつうの暮らし」をする権利があり、社会にはそれを実現する責任がある」というのがノーマラ

イゼーションの本来の考え方で、深刻化している状況が見て取れま

『高齢者虐待防止法』

高齢者虐待は実態調査の結果、とりわけ在宅での親族等による虐待は増加傾向を示しており、一層

す。介護保険が実施されても、保険の枠内でのサービスに上限があることや、夜間に空白が生じることなど家族による介護が欠かせない実情が背景にあります。また、介護家族が低所得の場合、費用を自己負担できないことから、十分に介護保険を利用できず、介護家族を虐待に向かわせる要因もなります。さらに強い義務感から介護を家族で抱え込んで介護の長期化が心ならずも虐待に走らせるケースもあります。要介護高齢者の少なからずが認知症を抱え、あるいは寝たきりであるため、自らは虐待に抵抗できなかつたり、世話になつていく気兼ねから、あるいは仕返しを恐れて虐待の事実を第三者に知らせることができない場合もあります。

虐待防止法は高齢者福祉に仕事上関係のあるものに虐待の早期発見義務を課し、発見した場合の通報義務も設けました。施設や介護サービス従事して働いている者による虐待にも発見した者に通報義務を課し、通報者に対する「解雇その他不利益扱い」も禁止されました。通報先は「市町村」です。

通報を受けた市町村は、住まいに立ち入り必要な調査または質問をすることができ、とされていませ。さらに生命身体に重大な危険が生じている場合の一時入所措置なども行うとされています。

虐待に至るプロセスは様々であり、特に在宅における大きな原因として、介護者が日常的な介護の中で精神的・肉体的に疲れきり、その結果として虐待に及ぶ例が少なくないことが指摘されています。介護される状態になった高齢者を家庭の中で介護するのは当然であるという周囲の目の中で、本人の状態が良くなっていく期待も持てない、子育てと違いいつまでも続くのか見通しも持てない、こんな中で介護を続けていくのは大変な精神的ストレスになります。

また肉体的にも大きな負担となり、これに経済的負担が加わります。この虐待防止法律の大きな意義のひとつである介護者に対する支援はどのように考えているのか市の考えをたどりました。



秋田県鷹栖町(現、北秋

田市)要介護のお年寄りが実に穏やかな表情をしています。その背景に一般会計からの持ち出し

による人手の厚さがあります。といつても、その額は町の一般

会計全体の2〜3%、大騒ぎす

るような額ではありません。月もありませ

たとえば、八十一歳にな



る高橋チヤさん。脳梗塞の後遺症で、食べる、排泄する、入浴する、移動する……生活のすべてに人の手が必要な身

です。一方、息子さんは高校教師で昼間は留守。けれど、チヤ



さんは、思い出いつばいの自宅を町の一般財源で保障する、

で過ごしています。「ホームヘルパーが朝昼晩、訪問ナースが週3回、おフロの出前が週1回訪

ねてくる」趣味を楽しむデイサービスや、車いすを押してもら

た町長は「趣味を楽しむデイサービスや、車いすを押してもら

な支えがあるためです。

た町長は「趣味を楽しむデイサービスや、車いすを押してもら



☆在宅福祉充実で、

老人医療費が減った

松島 貞治さん(長野県茅渚村)

2005年10月

■必要なだけの在宅サービスを利用者負担ゼロで、老人医療費が急減

■

高齡化率38%の過疎の山村です。村の高齡化率が20%を超えた昭和60年、本格的な在宅福祉に取組み始めました。まだ、野原下で一番安い村となりま

世の中に「介護」などという言葉がない頃です。

つまり、今でいえば要介護5

といつた人で、介護者がいないようなケースでも、1日に7〜8回ヘルパーが訪問し、生活を支え、在宅を可能にできました。さらに、在宅福祉充実のおかげで、終末期を中心に入院が減り老人医療費が急減、いまでは長

介護報酬が、月100万円を超えるような人をどうするか、議会や懇話会で、そういう人こそ施設へ入れるべきという意見が出ます。その通りなので、在宅で支援してきて、在宅を希望している人を施設へ送

ることはあまりに非情ではないか。上乘せ分について、村が負担するということでは理解をいた

だきたい、と頭を下げ、しぶしぶ納得してもらいました。まさに、介護保険で村の介護を支えるのでなく、村の介護の一部を

介護保険で担ってもらおう、という事です。そう思うとすばらしい制度です。

今、親が、夫が、妻が、自分が介護の必要な状態になったらどうしますか。介護保険があるから大丈夫！でしょうか？ 厚労省の方がいいです。介護保険では半分、あとの25%は市町村、もう25%が地域の方だと。前記の元鷹栖町や秦草村、他にもいくつもの市町村が、独自に市の財政に上乗せして本気で安心して老後を迎えられるまちづくりに取り組み始めています。市町村で差がつく時代です。

しかし、富士市は介護保険以外、市の財政は高齢者の支援にあまり使っていません。1割負担の介護保険料も払えない人がいます。既に上限いっぱいサービスを使えず、仕事を続けられるか不安な人もいます。負担軽減や上乗せサービス等、市がやるべき支援はまだまだあります。これからも市政に重要性を伝えていきたいと思っています。



今後の予定

- 11月19日
市政報告会 □ゼシアター会議室
- 11月25~26日
高齢者関係のシンポジウム(静岡市)
- 12月5~8日
富士市議会 一般質問をします
- 12月
障害児の就学を考える会 2 広見荘
- 2月2~4日
障害者地域支援シンポジウム
(滋賀県大津市)

ミニ集会を
持ちたいと思います。
4.5人でもいいので
呼んで下さいね。
日頃思っている事を
どんな事でも結構です。
気軽にお話して
下さいね。



ご意見・
ご要望は
こちらまで

小澤映子後援会事務所

〒417-0001 富士市今泉5-6-45

TEL・FAX 0545-52-5299

メール eiko@tx.thn.ne.jp

URL <http://web.thn.jp/ozawa/>

ホームページリニューアルしました。
遊びに来て下さいね。